

特集 『廃棄物』

平成23年度の長野県の一般廃棄物の排出及び処理状況

長野県環境部廃棄物対策課 神林 純也

平成25年4月に環境省から平成23年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果が公表されました。この調査は、環境省が都道府県を經由し全国の市町村等に対し、毎年度実施している調査です。

まず日本全国の実績は、ごみの総排出量は39,014,124t、1人1日当たりの排出量は975g、リサイクル率は20.4%となっています。

次に長野県の実績は、平成23年度の総排出量は683,249tで前年度より約0.5%増加しました。県民1人1日当たりの排出量は867gで、全国の実績と比べると排出量が少ない団体としては全国第3位です。リサイクル率は25.4%で、全国第6位です。県民1人1日当たりの排出量、リサイクル率ともに全国の実績において上位となっており、廃棄物の減量化・資源化に対する、市町村の積極的な取組と県民の高い意識の表れであると考えられます。

長野県のごみの総排出量の近年の傾向は、平成14

年度の831,450tをピークに減少傾向であり、最終処分量も年々減少しています。これは人口の減少に伴うごみの減少、景気の後退など、社会的、経済的要因に加え、ごみ処理有料化などの制度の変化、市町村の取組の努力、住民意識の向上が主な要因と考えられます。

いわゆる「ごみ」は一般廃棄物と言われ、生活系ごみと事業系ごみに分けられます。生活系ごみとは、主に家庭から排出されるごみのことです。事業系ごみとは、オフィスや飲食店などの事業活動に伴って発生したごみで、産業廃棄物以外のものを言います。平成23年度のごみ総排出量は前年比で0.5%、3,388t増加しました。長野県の排出量に占めるそれぞれの割合は生活系ごみが約7割、事業系ごみが約3割ですが、平成23年度の排出量の増加分の内訳を見てみると、生活系ごみが740tで約2割、事業系ごみが2,648tで約8割となりました。また、県全体の排出量の増減

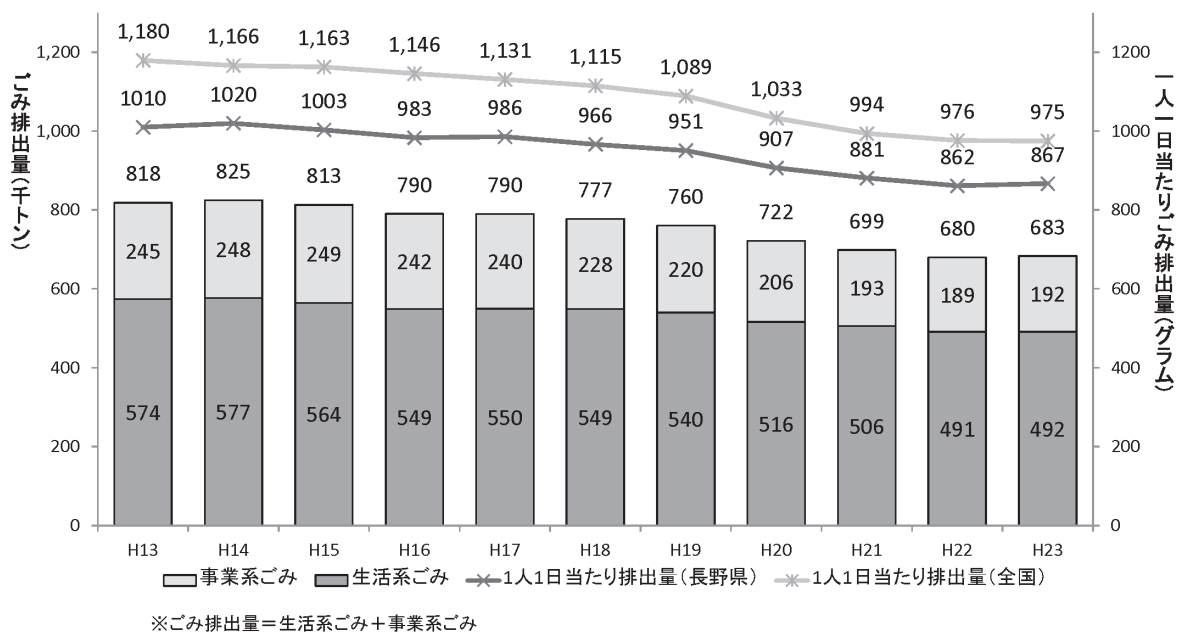


図 排出状況推移グラフ

については人口の多い都市部の排出量の増減による影響を受けやすいという傾向があります。

まず、生活系ごみと事業系ごみに共通する排出量増加の原因は、平成23年度が閏年であったことです。長野県全体では1日に約1,867tのごみが排出されていますので、例年より日数が1日多いことで、その分のごみ総排出量が多くなったと思われます。

次に、生活系ごみが増加した原因ですが、家庭ごみ処理の有料化を平成21年度に実施した長野市や平成22年度に実施した千曲市や岡谷市などで、有料化の『反動』があり排出量が増加したと考えられます。この『反動』とは、住民がごみ処理有料化に慣れ、有料化による費用負担を軽減するためにごみ排出量を減らそうという誘因が薄まり、結果的にごみの排出量が増加することを言います。

事業系ごみが増加した要因ですが、事業系ごみにつ

いては生活系ごみに比べ3Rがまだまだ浸透していないという実情があり、今後も取り組みが必要な分野となっています。

平成23年度の最終処分量は64,462トンと、前年度に比べ約2.8%減少しました。総排出量に対する最終処分量の割合は、9.4%で前年度の9.8%から0.4ポイント減少しました。全国の最終処分率は10.6%ですので、最終処分率の低さからも、全国に比べ、長野県は3Rの取組が進んでいると言えます。

循環型社会形成推進基本法では、3Rをリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）という順で優先順位を位置づけています。こうした中、長野県では最も優先すべきリデュースの推進のため、レジ袋削減や食べ残し削減の取組を行っています。皆さんもぜひ『もったいない』を大切に信州が誇るライフスタイルを実践していきましょう。

トピックス

産業廃棄物の溶出試験

燃え殻、汚泥などの産業廃棄物を埋立処理する場合、有害な成分が溶出するか予め把握する必要があります。これを溶出試験といい、その方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号：以下「告示法」という。）」に定められています。有害な成分が溶け出す濃度が基準値を超える場合は、特別管理産業廃棄物として遮断型処分場に埋め立てなければなりません。

告示法は、廃棄物の有害性を判定するための重要な試験方法ですが、試料への単位操作が分析値に影響するという問題点がありました。長野県でも、以前に県内の検査機関を対象として、焼却灰から溶出される鉛について精度管理調査を行ったところ、報告値に大きなばらつきがありましたが、その要因として考えられたのは、告示法には厳密に規定されていない操作等でした。

また、新たに特別管理産業廃棄物として指定された1,4-ジオキサンの検定方法が定められていないことや、関連する日本工業規格（JIS）が先に改正されていることから、告示法改正について検討が進められ、平成25年2月に改正、同6月に施行されました。今回の改正では、試料と溶媒の混合が十分に行われるよう、溶出に用いる容器容積は溶媒量の概ね2倍とする等、単位操作が詳細に規定されました（その他改正についての詳細は、環境省報道資料<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16343>をご参照ください）。

このことにより、分析者や分析機関ごとのばらつきは小さくなり、分析精度が向上することが期待されます。当所においても、分析値の信頼性確保に努め、廃棄物による環境負荷の低減に取り組んでいきたいと考えています。

（宮島洋子 kanken-junkan@pref.nagano.lg.jp）